

基 発 0428 第 1 号  
職 発 0428 第 12 号  
令 和 8 年 4 月 28 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長  
厚生労働省職業安定局長  
( 公 印 省 略 )

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律及び所得税法等の一部を改正する法律の施行等に伴う労働分野における公示送達等のデジタル化について

令和3年12月、デジタル臨時行政調査会により策定された「構造改革のためのデジタル原則」を踏まえ、令和4年6月には「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」(以下「一括プラン」という。)が公表され、書面掲示など代表的な7項目のアナログ規制について、点検及びデジタル化に向けた見直しを進めることとされたところである。

これを受け、同年12月には、「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」(以下「工程表」という。)が公表され、見直しが必要な法令等について順次見直しが行われているところ、工程表において、公示送達制度はアナログ規制の「書面掲示」に当たるとされ、令和8年5月までにデジタル化への見直しをすることが求められている。

一括プラン及び工程表に基づき、労働保険審査官及び労働保険審査会法(昭和31年法律第126号。以下「官会法」という。)について、令和5年6月に「デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律」(令和5年法律第63号。以下「デジタル一括法」という。)によって、公示送達のデジタル化のための改正が行われ、当該官会法の改正を踏まえ、労働保険審査官及び労働保険審査会法施行令(昭和31年政令第248号。以下「官会令」という。)についても、令和8年1月に「労働保険審査官及び労働保険審査会法施行令の一部を改正する政令」(令和8年政令第9号)によって改正が行われたところである。

また、上記官会法の改正を踏まえ、労働保険審査官及び労働保険審査会法施行

規則（昭和 31 年労働省令第 17 号。以下「官会則」という。）の改正を行うとともに、一括プラン及び工程表を踏まえ、労働者災害補償保険法施行規則（昭和 30 年労働省令第 22 号。以下「労災則」という。）、労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則（昭和 47 年労働省令第 8 号。以下「徴収則」という。）、雇用保険法施行規則（昭和 50 年労働省令第 3 号。以下「雇用保険則」という。）及び厚生労働省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則（平成 18 年厚生労働省令第 39 号。以下「石綿救済則」という。）における公示送達等の制度についてデジタル化を図るため、社会保険審査官及び社会保険審査会法施行規則等の一部を改正する省令（令和 8 年厚生労働省令第 88 号。以下「改正省令」という。）が、令和 8 年 4 月 28 日付けで公布されたところである。

上記の官会法、官会令及び官会則並びに労災則、徴収則、雇用保険則及び石綿救済則における公示送達等のデジタル化は、全て令和 8 年 5 月 21 日から施行されることとなる。

貴職におかれては、下記について十分ご理解の上、その運用に遺漏なきを期されたい。

## 記

### 第 1 官会法（第 20 条第 3 項及び第 50 条関係）、官会令（第 17 条の 2 関係）及び官会則（第 7 条関係）の改正

#### 1 官会法及び官会令の改正内容について

官会法第 20 条第 3 項において、労働保険審査官（以下「審査官」という。）の審査請求に係る決定書について公示送達を行う場合には、政令で定める掲示場に掲示し、かつ公示する内容を官報その他の広報に少なくとも 1 回掲載して行うものとされており、政令で定める掲示場については、官会令第 17 条の 2 において、労災保険給付に関する審査請求については、原処分が行われた労働基準監督署の掲示場と規定され、雇用保険の被保険者の確認や失業等給付等に係る処分等に関する審査請求については、原処分が行われた公共職業安定所の掲示場と規定されている。

今般、官会法第 20 条第 3 項について、官報その他の広報への公示事項の掲載廃止と併せ、公示事項を厚生労働省令で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項を政令で定める事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置したパソコン画面に表示することにより行うものとする改正を行う。

なお、官会法第 50 条において同法第 20 条第 3 項を準用しているため、審査会への再審査請求の場合における裁決の公示送達についても同様にその

方法が見直されることとなる。

また、デジタル一括法による官会法第 20 条第 3 項の改正を踏まえ、官会令第 17 条の 2 についても所要の規定の整備を行うが、公示事項を掲示する場所については従前と相違なく、労災保険給付に関する審査請求については、原処分が行われた労働基準監督署の掲示場であり、雇用保険の被保険者の確認や失業等給付等に係る処分等に関する審査請求については、原処分が行われた公共職業安定所の掲示場である。

## 2 官会則の改正内容について

デジタル一括法による改正後の官会法第 20 条第 3 項において厚生労働省令で定めることとされた、公示事項を不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く方法について、官会則第 7 条において、インターネットを使用した方法とするよう改正を行う。

## 3 見直し後の運用について

改正省令の施行日以後、審査官の決定書の公示送達は、次のいずれかの措置を講ずることによって行うこと。

- (1) 都道府県労働局（以下「労働局」という。）のホームページによる公示を行うとともに、労働基準監督署又は公共職業安定所の掲示場での書面による掲示を行う。
- (2) 労働局のホームページによる公示を行うとともに、労働基準監督署又は公共職業安定所に設置したパソコン画面に公示事項を表示することにより行う。

## 4 その他

本通達の施行に伴い、昭和 43 年 9 月 3 日付け基発第 571 号「審査請求に関する決定の送達について」を廃止する。

## 第 2 労災則（第 46 条関係）及び石綿救済則の一部改正（第 2 条の 2 及び第 25 条関係）

### 1 労災則の改正内容について

労災則第 46 条の規定により国税徴収の例によることとされる費用徴収の徴収金に関する公示送達は、都道府県労働局長が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けらるべき者に交付する旨をその労働局の掲示場に掲示して行うことと規定されている。

今般、労災則第 46 条について、インターネットを使用した方法によって不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を労働局の掲示場に掲示し、又は公示事項を労働局に設置したパソコン画面に表示することにより行うものとする改正を行う。

## 2 石綿救済則の改正内容について

石綿救済則第 25 条の規定により国税徴収の例によることとされる費用徴収の徴収金に関する公示送達は、都道府県労働局長が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する旨をその労働局の掲示場に掲示して行うことと規定されている。

今般、石綿救済則第 25 条について、インターネットを使用した方法によって不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を労働局の掲示場に掲示し、又は公示事項を労働局に設置したパソコン画面に表示することにより行うものとする改正を行う。

## 3 見直し後の運用について

改正省令の施行日以後、労災則第 46 条及び石綿救済則第 25 条に規定する公示送達は、次のいずれかの措置を講ずることによって行うこと。

- (1) 労働局のホームページによる公示を行うとともに、労働局の掲示場に書面により掲示を行う。
- (2) 労働局のホームページによる公示を行うとともに、労働局に設置したパソコン画面に公示事項を表示することにより行う。

## 第 3 徴収則の一部改正（第 24 条、第 25 条及び第 61 条関係）

### 1 徴収則の改正内容について

労働保険料等の徴収に関する公示送達は、労働局の掲示場に掲示して行うことと規定されている。

今般、徴収則第 61 条に規定する公示送達の方法について、インターネットを使用した方法によって公示事項を不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を労働局の掲示場に掲示し、又は公示事項を労働局に設置したパソコン画面に表示することにより行うよう見直しを行うものである。

### 2 見直し後の運用について

改正省令の施行日以後、公示送達の方法については、次のいずれかの措置を講ずることによって行うこと。

- (1) 労働局のホームページによる公示を行うとともに、労働局の掲示場に書面により掲示を行う。
- (2) 労働局のホームページによる公示を行うとともに、労働局に設置したパソコン画面に公示事項を表示することにより行う。

## 第 4 雇用保険則の一部改正（第 9 条関係）

## 1 雇用保険則の改正内容について

雇用保険の被保険者資格取得確認及び被保険者資格喪失確認について、当該確認に係る者及び事業主へ行う通知に代えて行う公示は、公共職業安定所の掲示場に掲示して行うことと規定されている。

今般、当該公示については、インターネットを使用した方法によって公示事項を不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を公共職業安定所の掲示場に掲示し、又は公示事項を公共職業安定所に設置したパソコン画面に表示することにより行うよう見直しを行う。

公示事項は、通知に係る書類が被保険者資格取得確認及び被保険者資格喪失確認に係るものであること、通知を受けるべき者の氏名及び公共職業安定所長がその書類を保管し、いつでも通知を受けるべき者に交付する旨とする。

## 2 見直し後の運用について

改正省令の施行日以後、通知に代えて行う公示は、次のいずれかの措置を講ずることによって行うこと。

(1) 公共職業安定所のホームページによる公示を行うとともに、公共職業安定所の掲示場に書面により掲示を行う。

(2) 公共職業安定所のホームページによる公示を行うとともに、公共職業安定所に設置したパソコン画面に公示事項を表示することにより行う。

## 第5 経過措置

上記第1から第4までのデジタル化の見直しについては、改正省令の施行日以後に行う公示送達等について適用すること(デジタル一括法附則第2条第4号及び改正省令附則第2条)。